

AI ネットワーク社会推進会議

AI ガバナンス検討会

第8回 議事概要

1. 日時

平成 31 年 4 月 24 日（水）12：00～14：00

2. 場所

中央合同庁舎 2 号館 1101 会議室

3. 出席者

(1) 構成員

平野座長、江間構成員、江村構成員、河島構成員、木谷構成員（代理：株式会社 NTT データ 遠藤 技術開発部 Technology Strategist）、木村構成員、榊原構成員（代理：日本マイクロソフト株式会社 田丸 業務執行役員 ナショナルテクノロジーオフィサー）、三部構成員、城山構成員、杉原構成員（代理：グーグル合同会社執行役員 舟山 公共政策部マネージャー）、武田構成員、中川構成員

(2) 総務省

安藤大臣官房総括審議官、山崎大臣官房総括審議官、竹内サイバーセキュリティ統括官、赤澤情報流通行政局審議官、井上情報通信政策研究所長、香月情報通信政策研究所調査研究部長、市川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、高木情報通信政策研究所調査研究部主任研究官

(3) オブザーバー

須藤東大教授（AI ネットワーク社会推進会議議長）、
実積中央大教授（OECD デジタル経済政策委員会（CDEP）副議長）、
文部科学省、個人情報保護委員会、情報通信研究機構、理化学研究所

4. 議事概要

(1) 事務局からの説明

資料 1 及び 2 に基づき事務局より報告があった。

(2) 意見交換

<資料 1：海外の議論の動向について主な意見>

【中川構成員】

- ・ IEEE の報告書「倫理的に調整された課題の設計 第 1 エディション」に含まれる「データエージェンシー」だが、その目的は、個人の代理エージェントがプライバシーおよび自分

のデータへのアクセスをいかにしてAIに守ってもらうかということである。

<AI利活用原則の各論点に対する詳説（案）について主な意見>

【中川構成員】

- ・ 30 ページに「GDPR においては、同 22 条において、自動処理に基づき重要な決定を下されない権利が保障されている。」とあるが、実際は少しでも人間が介在すれば良いため、「自動処理“のみ”に基づき」と追記すべきである。
- ・ 34 ページに「アルゴリズムによるバイアスへの留意」において「どのようにメカニズムを確保するのか（契約、不文律、世論など）」とあるが、前後関係が不明瞭である。メカニズム自身を契約等で作るのか、それともメカニズムの適用範囲に関する事なのか、正確に記載した方が良いのではないか。
- ・ 40 ページに「行政機関が利用する際の透明性の確保」における「不開示の範囲を限定すること」とあるが、誰が誰に対して何を不開示のかがはっきりと分かるように記載した方が良いのではないか。

【事務局】

- ・ （中川構成員の3点目の意見に対して）行政がベンダー等と契約を結ぶ際に、なるべくベンダーから判断結果について説明及び開示してもらう契約を結ぶことが期待されるという趣旨である。

【平野座長】

- ・ （中川構成員の1点目の意見に対して）人間介在の判断にも繋がる話である。“人間が介在せずにAIに判断されると不利益が生じる”とヨーロッパ諸国が考えたのであれば、我々の考えである「人間介在の原則」に近いともいえる。
- ・ （中川構成員の2点目の意見に対して）規範を実現する手段として、契約を用いるか、不文律または世論とするのか、ということだと思う。それは今後検討していく必要がある。

【武田構成員】

- ・ AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者は利活用原則を守るべき人であり、消費者的利用者は受動的な立ち位置であること、つまり両者は対等ではないということをはっきり説明したほうが良いのではないか。現時点の記載では、消費者的利用者が守るべき原則だと捉えられ、重たく感じる。
- ・ 42 ページ、「アカウントビリティを果たす努力」において「消費者は、バイアスによってある種の不利益があるならば、サービスプロバイダに確認を求める」とあるが、いくつかの論点においても同じような問題が出てくる。31 ページ、「公平性の原則」においても、消費者に対して、“公平性の疑義がある場合はプロバイダに言うべき”と記載した方が、消費者的利用者に期待されている行動をよりはっきりさせることができるのではないか。

【平野座長】

- ・ (武田構成員の1点目の意見に対して) 消費者的利用者に期待されることというのは、義務としてではなく、権利であって、“皆さん努力していきましょう”という内閣府のAI社会原則の方向性に合わせて記載しているつもりである。しかし重く捉えられるようであれば、書き方を検討する必要はある。

【江間構成員】

- ・ 産業側は“原則”から“ガバナンス”の段階へ移ってきているが、レビュープロセスやリストトレードオフなど全ての原則をチェックすることは困難なのではないか。分野ごとに重要視すべき原則があるはずなので、企業が自分で判断できる枠組みを揃えることが最終的なゴールではないか。
- ・ 消費者にどこまで求めるのか、又は、ガイドラインを消費者にどう使って欲しいのかをガイドラインや報告書の最初の方に書くと、消費者は安心できるのではないか。
- ・ シンガポールでは、企業が実際にガイドラインを使用し、企業からフィードバックを受けているが、この検討会でも、AIガバナンスの指針等を出している日本企業からフィードバックを受けていけば、次の話に繋がっていくのではないか。

【平野座長】

- ・ (江間構成員の意見に対して) 今後は(ガイドラインの)実装の話をしていく予定である。
- ・ 江間構成員を含め、これまでも“何でも開示するのは辛い”という意見があった。それを考慮して、43ページ、「AIに関する利用方針の通知・公表」において、「AIサービスプロバイダ及びビジネス利用者は、AIの判断が“直接に”消費者的利用者や第三者に対して影響を及ぼす態様によりAIを利活用する場合は・・・」と“直接に”を追記したが、これに関してまだ意見をいただきたい。

【事務局】

- ・ 説明の順番が前後したが、資料「報告書2019(案)」の「第2章4. 今後の展開」に、民間企業が容易に自己点検できる取組や、第三者がチェックする仕組みを今後検討していくことが期待されるのではないかと記載している。
- ・ AI利活用ガイドラインの全体像は、資料「報告書2019(案)概要」の3ページ「AI利活用ガイドライン案の位置づけ」に記載している。1つ目の位置づけは、民間企業が自主的に原則を作る過程で参照してもらうもの、2つ目は、国際的にも原則からガバナンスへと移行している中で、国際的な議論に貢献し、認識の共有を図るためのものと考えている。

【木村構成員】

- ・ 消費者的利用者の立場としては、最低限注意すべき事項のみが記載され、いろいろと考えることなくスムーズに利用できることが理想的である。
- ・ 30ページ、「AIを利用したプロファイリングを行う場合における不利益への配慮」において、「消費者的利用者は、AIによるプロファイリングが行われている可能性があることを

踏まえ、自らの情報が正しく利用されているかを意識し、確認することが期待される。」とあるが、具体的にどうしたらいいのか分からない。

【平野座長】

- ・ 利活用の対象者に関して、まずサービスプロバイダとエンドユーザーに分かれ、エンドユーザーの中にビジネス利用者と消費者が含まれる。ビジネス利用者に対する注意事項を記載すると、消費者にも言及しなければならなくなるため、消費者に留意してほしいことを記載するに至った、という理解であるが、その理解においても違和感があるのではあれば、書き方を直すべきである。

【中川構成員】

- ・ 消費者的利用者に求められる行動として「アップデートしたところをフォローしなければならない」とあるが、自動運転をAIで扱う場合とリコメンデーションでモノを買う場合とでは、求められる度合いが異なる。消費者としてどのような立場で、自分に対してどのような影響のあるものを使っていけば良いかが分かるよう、丁寧に記載し、また、現時点で記載されている事項は、一番気を付けなければならないケースであるという趣旨がうまく伝わるように修正すれば良いのではないか。

【武田構成員】

- ・ 消費者的利用者に期待することはそれぞれの問題によって変わってくるので、ガイドラインの使い方はそれぞれにおいて考えるべきだという旨をガイドラインの中に入れた方が活用されやすいと思う。

【実積オブザーバー】

- ・ 解釈の余地を残す書き方によって、起草者は、“適切な範囲や必要に応じて”と捉える一方、読み手は“こんなにやらないといけないのか”と非常にきついつと感じてしまい、議論がかみ合わないのではないかと思う。
- ・ 3ページ「適正な範囲・方法での利用」に関して、適正な範囲がどこまでなのかも含め、この適正な用途に対する情報提供が今後の肝になってくると思う。どのような情報提供が必要かなどの判断は利用者のリテラシーによって、また、新しいサービスによっても変わってくるので、利用者の解釈の余地をきちんと読めるようにしてはどうか。

【三部構成員】

- ・ 23ページ、「最終利用者及び第三者のプライバシーの尊重」において、「プライバシーを侵害した場合に講ずるべき措置について、最終利用者に対し、必要な情報提供を行うことが期待される。」とあるが、情報提供のあり方として、公表という形もメッセージとして含めてはどうか。また、ここだけ「第三者」の記載がないのは意図があるのか。

【事務局】

- ・ (三部構成員の意見に対して) 具体的な措置に当たっては、最終利用者でない対策をお願いするのが困難だと思っていたが、公表という形を含めるのであれば、第三者にも関係してくるので、「最終利用者及び第三者」と修正する。

<報告書 2019 (案) 概要について主な意見>

【城山構成員】

- ・ 今後の方向性として、各分野に議論の形成を促すような作業を推進会議でおこなってはどうか。従来のような伝統的な産業の業界分類に基づくのではなく、生活支援に基づいたシナリオで見ていくことが、どのような形で可能となるのかを考えていくのもいいのではないかと。分野横断的に出てくる問題を横串でみていくことに焦点をおくこともあり得るのではないかと。

【江村構成員】

- ・ 8 ページ、「AI 利活用ガイドライン案 (一般的な AI 利活用の流れ)」の図において、AI は大きなシステムの中の一部であり、AI を活用していくうちにデータセットは変わっていく。そのような、一方通行ではなく、ループになっているという構造が読めるような図に改善してはどうか。
- ・ AI 同士が結ばれる AI ネットワークや、Human in the loop がイメージできる図にしたほうが良いのではないかと。

【中川構成員】

- ・ 「AI 利活用原則の各論点に対する詳説 (案)」48 ページの図において、緑色の四角に人間の顔を付け加えれば、江村構成員の意見を吸収できるのではないかと。
- ・ AI がネットワーク化された時に起こり得る問題は予測困難ではあるが、社会的に影響の大きい問題でもあるため、それをどう落とし込んでいくか議論が必要ではないかと。

【実積構成員】

- ・ 報告書の 39 ページ、「すべてのステークホルダーが取り組むことが期待される課題」として、「ベストプラクティスの在り方の検討」とあるが、どのように基準を置くかに関してベストプラクティスが重要になってくるので、もう少し大きく書くと良いのではないかと。
- ・ 「適正な範囲・方法での利用」欄において、「AI 構築」「システム実装」「データ収集」の項目に○がついていないことには何か意図があるのか。
- ・ AI ガイドラインの比較表に関して、どの定義がどこに当たるのか、共通認識ができるようなメモがあると良い。

以上